

優良産廃処理業者認定制度について

1 優良産廃処理業者認定制度の概要

優良産廃処理業者認定制度は、旧優良性評価制度に替わり、平成23年4月1日から開始された新たな制度であり、5年以上の実績を有する産業廃棄物処理業者が一定の基準に適合した場合に、優良産廃処理業者として許可証に優良マークが記載される、「産廃情報ネット」(<http://www.sanpainet.or.jp/>)で紹介される、処理業の許可の有効期間が通常5年から7年に延長されるなどのメリットを受けることができる仕組みです。

2 優良産廃処理業者の認定の基準

	基準の区分	基準の概要																				
1	遵法性	<p>従前の産業廃棄物処理業の許可の有効期間（優良確認の場合は申請日前5年間）において特定不利益処分^{※1}を受けていないこと。</p> <p>※1 $\left[\begin{array}{l} \text{廃棄物処理業に係る事業停止命令} \\ \text{廃棄物処理施設に係る改善命令・使用停止命令、設置の許可の取消し} \\ \text{再生利用認定、広域的処理認定、無害化処理認定の取消し} \\ \text{廃棄物の不適正処理に係る改善命令、措置命令} \end{array} \right]$</p>																				
2	事業の透明性	<p>法人の基礎情報、産業廃棄物処理業等の許可の内容、廃棄物処理施設の能力や維持管理状況、産業廃棄物の処理状況等の情報を、一定期間^{※2}継続してインターネットを利用する方法により公表し、かつ、所定の頻度で更新していること。 情報公表事項及び更新頻度については【別表】のとおり。</p> <p>※2 $\left[\begin{array}{l} \text{初めて優良認定の申請又は優良確認の申請をする場合は、申請の日前6} \\ \text{月以上、必要な情報を公表・更新していること。改正法施行当初の情報公} \\ \text{開の状況と申請時期については、下図を参照すること。（図中の「現行制度」} \\ \text{は旧優良性評価制度、「新制度」は現行の優良認定制度と読み替える。）} \\ \text{既に優良認定を受けた者又は優良確認を受けた者が優良認定の申請をする} \\ \text{場合は、前回優良認定業者としての許可を受けた日又は優良確認を受け} \\ \text{た日から申請の日までの間、必要な情報を公表・更新していること。} \end{array} \right]$</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>H22.9</th> <th>H22.10</th> <th>H23.4</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">← 現行制度</td> <td style="text-align: center;">→ 新制度スタート</td> </tr> <tr> <td>現行制度で6カ月以上、情報公開している場合</td> <td></td> <td style="text-align: center;">現行制度で6カ月以上の情報公開</td> <td style="text-align: center;">◎新制度の基準を4/1に満たしていれば、直ちに新制度での申請が可能</td> </tr> <tr> <td>現行制度での情報公開が0カ月以上6カ月未満の場合</td> <td></td> <td style="text-align: center;">6カ月以上</td> <td style="text-align: center;">◎新制度の基準を4/1以降満たしていれば、情報公表開始から6カ月後以降、新制度での申請が可能</td> </tr> <tr> <td>新制度施行以後に情報を公開する場合</td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">◎新制度の新基準を満たし、6カ月以上情報公表すれば、新制度での申請が可能</td> </tr> </tbody> </table>		H22.9	H22.10	H23.4			← 現行制度	→ 新制度スタート	現行制度で6カ月以上、情報公開している場合		現行制度で6カ月以上の情報公開	◎新制度の基準を4/1に満たしていれば、直ちに新制度での申請が可能	現行制度での情報公開が0カ月以上6カ月未満の場合		6カ月以上	◎新制度の基準を4/1以降満たしていれば、情報公表開始から6カ月後以降、新制度での申請が可能	新制度施行以後に情報を公開する場合			◎新制度の新基準を満たし、6カ月以上情報公表すれば、新制度での申請が可能
	H22.9	H22.10	H23.4																			
		← 現行制度	→ 新制度スタート																			
現行制度で6カ月以上、情報公開している場合		現行制度で6カ月以上の情報公開	◎新制度の基準を4/1に満たしていれば、直ちに新制度での申請が可能																			
現行制度での情報公開が0カ月以上6カ月未満の場合		6カ月以上	◎新制度の基準を4/1以降満たしていれば、情報公表開始から6カ月後以降、新制度での申請が可能																			
新制度施行以後に情報を公開する場合			◎新制度の新基準を満たし、6カ月以上情報公表すれば、新制度での申請が可能																			
3	環境配慮の取組	ISO14001、エコアクション21等の認証制度による認証を受けていること。																				
4	電子マニフェスト	電子マニフェストシステムに加入しており、電子マニフェストが利用可能であること。																				
5	財務体質の健全性	①直前3年の各事業年度のうちいずれかの事業年度における自己資本比率が10パーセント以上であること。																				
		②直前3年の各事業年度における経常利益金額等の平均値が零を超えること。																				
		③産業廃棄物処理業等に関連する税、社会保険料及び労働保険料について、滞納していないこと。																				
		④維持管理積立金を積み立てていること。（最終処分場を有する場合）																				

【別表】 情報公表事項及び更新頻度

	公表事項	更新頻度	適用	
			収集運搬	処分
1	【法人の場合】法人に関する基礎情報	変更の都度（代表者等の氏名等は一年に一回以上）	○	○
	【個人の場合】個人に関する基礎情報	変更の都度		
2	事業計画の概要	変更の都度	○	○
3	申請者が受けている産業廃棄物処理業の許可証の写し	変更の都度	○	○
4	運搬施設に関する事項	変更の都度（運搬施設の種類・数量等は一年に一回以上）	○	○
5	処理施設に関する事項	変更の都度		○
6	事業場ごとの産業廃棄物の処理工程図	変更の都度		○
7	直前一年間の産業廃棄物の一連の処理の行程	一年に一回以上		○
8	直前三年間の産業廃棄物の受入量・運搬量	一年に一回以上	○	
9	直前三年間の産業廃棄物の受入量・処分量・中間処理後産業廃棄物の処分量	一年に一回以上		○
10	直前三年間の産業廃棄物処理施設の維持管理状況	一年に一回以上		○
11	直前三年間の産業廃棄物の焼却施設における熱回収実績	一年に一回以上		○
12	【法人の場合】直前三事業年度の財務諸表	一年に一回以上	○	○
13	処理料金の提示方法	変更の都度	○	○
14	業務を所掌する組織・人員配置	変更の都度（人員配置は一年に一回以上）	○	○
15	事業場の公開の有無・公開頻度	変更の都度	○	○

(注) 平成 23 年 3 月 31 日以前の旧優良性評価制度による情報公開期間を現行の優良認定制度の必要公表期間（6 か月以上）に算入する場合は、当該情報公開期間については旧優良性評価制度の公開事項・更新頻度の基準が適用されます。

3 優良産廃処理業者認定制度の申請について

本認定を受けようとする場合は、更新許可申請時（5 年以上の実績が必要であるため、新規許可時には認定申請できません。）に添付書類一覧表の認定申請の書類を添付し申請してください。

また、平成 23 年 4 月 1 日時点で既に許可を受けている場合は、次の更新許可を待たずにその許可の有効期間中、任意の時点で確認の申請を行うことができます。この場合は、処理業の許可の種類毎に、優良基準適合確認申請書に添付書類一覧表の確認申請の書類を添付して申請してください。

具体的な情報の公表方法や申請方法等については、環境省の「優良産廃処理業者認定制度運用マニュアル」（産廃情報ネット <http://www.sanpainet.or.jp/business05/nintei.html> に掲載）も参考にしてください。

優良産廃処理業者認定等申請添付書類一覧表

No.	添 付 書 類		認定申請 ※1	確認申請 ※2
1	遵法性に係る基準に適合することを誓約する書面	優良認定の申請の際に受けている産業廃棄物処理業等の許可の有効期間（優良確認の場合は優良確認の申請日前5年間）において、特定不利益処分を受けていないことを誓約する書面	●	●
2	事業の透明性に係る基準に適合することを証する書類	（財）産業廃棄物処理事業振興財団が「産廃情報ネット」上で提供する履歴証明書（「日付順・公表項目毎の更新の一覧」及び公表開始日と直近の日付の「全項目（更新項目の網掛けつき）」、その間の「更新項目のみ」をプリントアウトしたもの。） 又は、申請者自らが開設したホームページ上で必要な情報を公表・更新したそれぞれの時点における当該ホームページの該当部分をプリントアウトしたもの（ホームページアドレス及び更新履歴（日付が明示されたもの）が記載された一覧表も添付してください。）	●	●
3	環境配慮の取組に係る基準に適合することを証する書類	ISO14001の登録証又は（財）地球環境戦略研究機関が発行するエコアクション21の認証書等の写し （原本照合しますので、原本をお持ちください。）	●	●
4	電子マニフェストに係る基準に適合することを証する書類	法第13条の2第1項の規定により指定された情報処理センターが交付する電子情報処理組織の使用を証する書面の写し （原本照合しますので、原本をお持ちください。）	●	●
5	財務体質の健全性に係る基準のうち、法人税等の納付に係る部分に適合することを証する書類※3	税 税務署又は地方自治体が発行する次の税目の納税証明書 （国税）法人税及び消費税 （県税）愛知県民税、事業税、不動産取得税及び地方消費税 （市町村税）市町村民税、事業所税、固定資産税及び都市計画税 市町村税は、豊橋市内の産業廃棄物処理業に関するすべての事業所が対象となります。	●	●
		社会保険料 年金事務局が発行する社会保険料（豊橋市内の産業廃棄物処理業に関するすべての事業所に係るもの）の納入確認書 申請者が国民健康保険の被保険者である場合は、その納税証明書（又は控除証明書等）		
		労働保険料 地方労働局が発行する労働保険料（豊橋市内の産業廃棄物処理業に関するすべての事業所に係るもの）の納付済額証明書		
6	—	現に受けている産業廃棄物処理業の許可証の写し	●	●
7	—	【法人の場合】 直前3年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書（販売費及び一般管理費の内訳、売上（又は製造等）原価の内訳を含む。）、株主資本等変動計算書及び個別注記表 ただし、現に受けている産業廃棄物処理業の許可の申請書に添付したものは省略可能です。	●	●

(注) 申請に必要な部数は、収集運搬に係る申請、処分に係る申請ともに1部です。

●…添付が必要なもの

※1 廃棄物処理業の更新許可申請時の認定の申請

※2 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成22年政令第248号。）附則第5条等に基づく確認の申請（優良基準適合確認申請書（改正令附則様式）も必要です）

※3 納税証明書、社会保険料及び労働保険料の納入確認書等は、3ヶ月以内に発行されたものを添付してください。